

## 2026 年度幼保連携型認定こども園豊田聖霊幼稚園 重要事項説明書

幼保連携型認定こども園 豊田聖霊幼稚園（以下「本園」という）が、教育・保育の提供に当たり、豊田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年豊田市条例第45号）第5条に基づき、保護者に対し、利用前に説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1

設置者	学校法人聖霊会
代表者氏名	理事長 梅村 祥子

#### 施設概要

名称	幼保連携型認定こども園 豊田聖霊幼稚園
所在地	豊田市聖心町4-10-6
園長氏名	西尾 節子
電話番号	0565-28-2178
FAX番号	0565-24-8798
認可年月日	平成29年4月1日
施設区分	幼保連携型認定こども園
施設番号	2321151001110

## 2 本園の教育・保育の目的及び方針

### 1) 本園の教育・保育の目的

小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

### 2) 本園の教育・保育の方針

- ・キリスト教（カトリック）の愛の精神に基づいて一人ひとりの命を大切にし、乳幼児の成長発達に応じた手助けをすることによって、円満な人格形成と自立を目指す保育をする。
- ・いつも神様がそばにいてくださる、愛してくださっていることを知ることができるよう保育教諭が愛情をこめて関わり、周囲の環境作りに気を配る。
- ・当番活動や異年齢の交流などを通して、相手のために自分が手伝うことに喜びが感じられるように援助する。
- ・集団生活の中で遊びを通して、自己主張をしたり相手の立場を考えたりする経験を数多くすることにより、協調性が身につくよう援助する。
- ・個々の発達を把握し、自分でやろうとする気持ちを大切にしながら、基本的な生活習慣が身につくように援助する。
- ・身の回りのことを自分の力でできるよう、一人ひとりの心身の状態にあった援助をする。
- ・生活や遊びの中で、順番待ちや貸し借りの仕方を身に付けられるよう援助する。
- ・子どもの発達段階に合った環境を準備し、子どもが自立できるように見守る。
- ・一人ひとりの話に耳を傾け、共感しながら最後まで聞くように努めることを通して、満足感、安心感で子どもたちの心を満たすようにする。
- ・自然の中での遊びや製作活動・表現活動などを通して、子どもの発見や感動を共有し、温かく受け止めることで感受性を豊かにする。

### 3 本園の基本理念

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び豊田市保育課程指導計画に基づき、教育・保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 神様の恵みを感じる (自然のなかに神様の力を感じる)
- (2) 自分も人も大切にす (命を大切にす)
- (3) 人のために尽くす (奉仕の心)
- (4) 人々と共に生きる (思いやりの心)

### 4 職員職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
園長	1	こども園運営全般・連合会、園長会などの外部との会合 乳児棟・幼児棟管理
副園長	1	保育全般の総括・園長補佐
主幹保育教諭	2	保育全般の総括
保育教諭	15	乳児～幼児の保育・バス乗務
子育て支援	3	未就園児親子の子育て支援
パート保育補助	18	保育教諭のサポート・早朝・延長保育
事務職員	3	経理・文書作成・法人事務
給食配膳	1	センターからの給食を各クラスに分ける (乳児は委託業者)
看護師	2	園児の健康管理、怪我の手当て

※職員数は変動する場合があります。

### 5 教育・保育を行う日及び時間等

開所日	本園は4月1日に始まり、翌3月31日に終る。 本園の休業日は次のとおりとする。但し、必要によって変更することができる。 1. 日曜日 2. 年末年始 (12月29日から1月3日) 3. 国民の祝日に関する法律に規定する休日 4. 以下の期間及び日においては、1号認定の子どもに対する教育・保育の提供は原則として行わない。 ・夏季休業 ・冬季休業 ・学年末 ・土曜日 ・創立記念日 5月2日 ・クリスマス 12月25日 ・新年度準備日 3月31日
開所時間	早朝 7:30～ 基本保育時間 8:30～15:00 延長～19:00

\* 2号・3号認定希望の方は申請が必要です。

## 6 実費徴収費等

アルバム代は値上がりすることが予測されます。

<園生活にかかる費用>

項目	金額 2025年4月現在	徴収の方法
教育補助費	¥3500	毎月
施設設備費等	¥3500	〃
実費徴収費	バス代 (利用者のみ) ¥3000 ※以下の項目は、年によって金額変更の可能性があります。 積立金：年長のみ (卒園アルバム等) ¥1500 保護者の会費 ¥500 (月額) その他の雑費 ・年間合計 約¥5000 (保険代、冊子代、遠足代等 シルエット観賞代：年中・年長のみ)	毎月   毎月 未定  随時 (変更の 可能性有)

\*制服、用品は入園時、進級時に別途購入

## 7 認可定員等

(1) 認可定員 221人

(2) 利用定員数

3歳児	40人
4歳児	40人
5歳児	44人
乳児	27人

## 8 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 9 緊急時における対応方法及び非常災害対策

- (1) 本園においては、園児の安全の確保を図るため、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行います。
- (2) 本園は、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法及び条例第32条に従って、市区町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図ります。
- (3) 台風、地震、バスの故障、その他の災害等で園バスが運行できない場合、保護者による送迎をお願いせざるを得ないことがあります。特に遠方からの通園で車を持たない方は、各家庭で送迎方法をご考慮ください。

## 10 (ご意見・ご要望申立て) 窓口

教育・保育に関する相談、苦情等については、誠意をもって早急に問題を解決するよう努めると共に、教育・保育の質の向上に努めます。

幼保連携型認定こども園 豊田聖霊幼稚園	・苦情解決責任者 理事長 梅村 祥子 ・苦情解決担当者 園長 西尾 節子 担当者不在の場合は本園職員までお申し出ください。	・電話番号 0565-28-2178 ・FAX 0565-24-8798
第三者委員	杉本 寛文 (豊田市議会議員)	電話番号 0565-54-4537

## 11 保険に関する事項

園児に対する教育・保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、本園の加入している保険の補償の範囲内で対応します。

保険の種類	日本スポーツ振興センター 災害共済給付
保険の内容	負傷・疾病・障害などのケース
補償金額	上限 4000 万円程度

※詳細は、配布いたします保険の案内をご覧ください。

※豊田市の場合、15歳までは病院治療費が支給されるため、通院の場合、保険対象にはなりません。

## 12 秘密保持等

本園の全教職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を厳守します。また、本園は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を洩らすことがないよう、必要な措置を講じます。

以上を、必ずお読み頂き、同意書に記入をお願いします。

## 6 保育料と実費徴収費

支給認定を受けた保護者が居住する市区町村が定める基本保育料を、本園にお支払いいただきます。詳細については、入園のしおりをご覧ください。

<基本保育料以外にかかる費用>

項目	金額	徴収の方法
実費徴収費	・保護者の会費 ￥300 (月額)	毎月
	・保険代(¥270 予定)	入園時
	・絵本 ￥500	毎月
	・雑費 (保護者名札・アルバム代・保存水等) ￥1,500程度	入園時

## 7 認可定員等

(1) 認可定員 221人

(2) 利用定員数

乳児 27人

幼児 3歳児 40人 ・ 4歳児 40人 5歳児 44人

## 8 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 園児の保護者が、入園要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 9 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1) 本園においては、園児の安全の確保を図るため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下

「認定こども園法」という。）第27条において準用する学校保健安全法

（昭和33年法律第56号）第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行います。

(2) 本園は、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法及び条例第32条に従って、市区町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図ります。

## 10 (ご意見・ご要望申立て) 窓口

教育・保育に関する相談、苦情等については、誠意をもって早急に問題を解決するよう努めるとともに、教育・保育の質の向上に努めます。

幼保連携型認定こども園 豊田聖霊幼稚園	・苦情解決責任者 理事長 梅村 祥子 ・苦情解決担当者 園長 西尾 節子 担当者不在の場合は本園職員まで お申し出ください。	・電話番号 0565-28-2178 ・FAX 0565-24-8798
第三者委員	杉本 寛文 (豊田市議会議員)	電話番号 0565-54-4537

## 1 1 保険に関する事項

園児に対する教育・保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、本園の加入している保険の補償の範囲内で対応します。

保険の種類	日本スポーツ振興センター 災害共済給付
保険の内容	負傷・疾病・障害などのケース
補償金額	上限 4000 万円程度

※詳細は、配布いたします保険のパンフレットをご覧ください。

※豊田市の場合、15歳までは病院治療費が支給されるため、通院の場合、保険対象にはなりません。  
また入院の場合は食事代のみ保険が使用できます。

## 1 2 秘密保持等

本園の全教職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を厳守します。  
また、本園は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を洩らすことがないよう、必要な措置を講じます。

以上を必ずお読み頂き、同意書に記入をお願いします。